

(1)いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 1件

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
【3】「いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」の中の(2)いじめ防止等のために実施する施策「いじめ防止等に関する施策」に5項目あげられているが、それぞれの優先順位も明らかでなく、並列関係でもなさそうで理解できにくい。	「いじめ防止等に関する施策」につきましては、P2の基本理念を踏まえ、いじめの防止等のために実施する施策であることから、優先順位は付けずに、どの項目についても年間を通じて、取り組みます。	1件

(2)交野市における「いじめ重大事態対応チャート」 1件

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
一般的にチャートとは流れ図のことで、重大事態が発生した後の対応手順を示すもの。しかし、示されているチャートは重大事態が生じた後、最初に対応するのはどこなのか、次はどこなのか、意味が通じない。	重大事態発生後の流れが明確になるように、重大事態発生をスタートにした「いじめ重大事態対応チャート」に修正いたします。	1件

(3)その他 6件

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
文書の中で引用文が書体やブロックで区切られておらず、見にくい。	引用部分を口で囲み、引用した部分分かるよう修正いたします。	1件
行間が2行空いているところもあれば、詰まっているところもある。	全体が統一した形式になるよう修正いたします。	1件
いじめを結果的には助長している意識の低い教師を含む教育関係者全員の再教育プログラムについての記載が必要である。	いじめは重大な人権侵害事象として絶対に許されないことであり、根絶すべき社会の課題であること、また、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるとの意識を持つことが必要です。P5の「いじめの防止等に関する施策」の中に示していますが、市教育委員会事務局が中心となり、学校におけるいじめ防止等の取り組みを点検するとともに、定期的な学校訪問やいじめの防止、成長を促す指導等を内容とした教職員研修を実施し、教職員の一層の資質向上に努めてまいります。	1件
学校の内外を問わず、暴力、たかり、恐喝等は、いじめではなく、犯罪であるという共通認識を持つことについての記載が必要である。	いじめがあることが確認された場合いじめを受けた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童・生徒に対して事情を確認する等、組織的な対応が必要となります。P6の「いじめに対する措置」の中に示しているように、大阪府教育庁及び市教育委員会による「問題行動対応チャート」を参考に犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、学校及び警察、少年サポートセンター等と連携して速やかに対処いたします。	1件
一人ひとりが、強い心を持てるように育て、個人の良いところをみつけ育てる教育の仕組みについての記載が必要である。	各小中学校では、一人ひとりの違いをお互いに尊重しあい、すべての児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に、教育活動をすすめています。本方針では、P6「いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策」の中でいじめの未然防止について示しています。	1件
市教育委員会にパブリックコメントを実施する資格はない。	本方針は、市全体でいじめの克服に取り組み、いじめのない社会、いじめのない学校づくりを一層進めるために策定するものですが、市立小・中学校に関する内容が大部分を占めることもあり、市教育委員会が主体となりパブリックコメントを実施させていただきました。	1件